

諮問第九十七号

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

第一 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

一 地方裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項各号に掲げる事件について、次の1又は2のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならないものとする。

1 公判前整理手続における当該事件の争点及び証拠の整理の経過又は結果により、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることから、法第二条第二項に規定する員数の裁判員及び必要な員数の補充裁判員を選任することが困難な状況にあるとき。

2 法第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合において、審理の経過により、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭

しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることから、不足する員数の裁判員を選任すること又は新たに必要と認める員数の補充裁判員を選任することが困難であるとき。

二 一の決定又は一の請求を却下する決定は、合議体でしなければならないものとする。ただし、当該法第二条第一項各号に掲げる事件の審判に関与している裁判官は、その決定に関与することはできないものとする。

三 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

四 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該法第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならないものとする。

五 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条第一項の規定は、一の決定及び一の請求を却下する決定について準用するものとする。

六 一の決定又は一の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることが出来るものとする。

の場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用するものとする。

第二 重大な災害時における裁判員となることについての辞退事由の追加

法第十六条第八号の裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者として、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる事由に、「重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、自らその再建のための措置を講ずる必要があること。」を加えるものとする。

第三 非常災害時において呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加

裁判所は、法第二十七条第一項又は第九十七条第二項の規定にかかわらず、裁判員候補者又は選任予定裁判員を裁判員等選任手続の期日に呼び出すに当たり、著しく異常かつ激甚な非常災害により、交通が途絶し若しくは遮断され又は郵便物の取集、運送若しくは配達が極めて困難である地域に住所を有する者については、法第二十七条第一項又は第九十七条第二項の呼出しをしない措置を採ることができるとすること。

第四 裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱い

一 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者の氏名、住所その他の被害者を特定させることとなる事項を明らかにしてはならないものとする。

二 裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、一の事件の裁判員等選任手続において知った被害者の氏名、住所その他の被害者を特定させることとなる事項を公にしてはならないものとする。